

体制が
変わります

平成21年4月から 地域包括支援センターを 社会福祉法人に業務委託します

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんを介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えるための「高齢者福祉の地域拠点」です。

大崎市では、これまで市が運営してきた地域包括支援センター業務を4月1日から2つの社会福祉法人に委託します。運営主体が変わっても、これまでどおり高齢者やご家族の総合的な相談に応じ、支援をします。

問 高齢介護課 ☎ 23-6085

高齢化社会が急速に進展する中で、平成十八年の介護保険制度改正に伴い、介護予防と高齢者を取り巻くさまざまな課題に対し総合的に支援する機関として、地域包括支援センターが創設されました。大崎市では、公正・中立性の観点から、これまで市直営により同センターを運営してきました。

その後、行政改革により民間委託の方向性が示されたことから委託の準備を進め、このほど、大崎市地域包括支援センター運営協議会の審議を経て、社会福祉法人大崎市社会福祉協議会と社会福祉法人永楽会の二法人に業務委託することになりました。

地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、社会福祉士・保健師または地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師・主任ケアマネジャーなどの専門職が互いに連携し、高齢者やその家族などからの介護や権利擁護をはじめとするさまざまな相談に応じるなど、個々の状況やその変化に応じて包括的・継続的な支援を行います。また、介護保険で要支援一・二と認定された人や、要支援または要介護になるおそ

れのある人（六十五歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない人）に適切なサービスが提供されるよう、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービスを提供する事業者との連絡調整を実施します。地域包括支援センターの利用方法などに不明な点がある場合は、これまでどおり、市役所や各総合支所の高齢福祉担当窓口で相談を受け、当該地域の地域包括支援センター（委託法人）と連携を取る体制となります。

現在、市の地域包括支援センターと契約している利用者の皆さんには、担当者が直接説明に伺います。

また、松山、鹿島台、鳴子温泉の各地域に設置されているサブセンターは三月いっぱいまで廃止されますが、必要に応じて訪問も行いますので、担当地域の地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。相談は無料でプライバシーは厳守されます。

これまで市の包括支援センターで行っていた事業で今後も市役所高齢介護課および各総合支所保健福祉課が行う事業

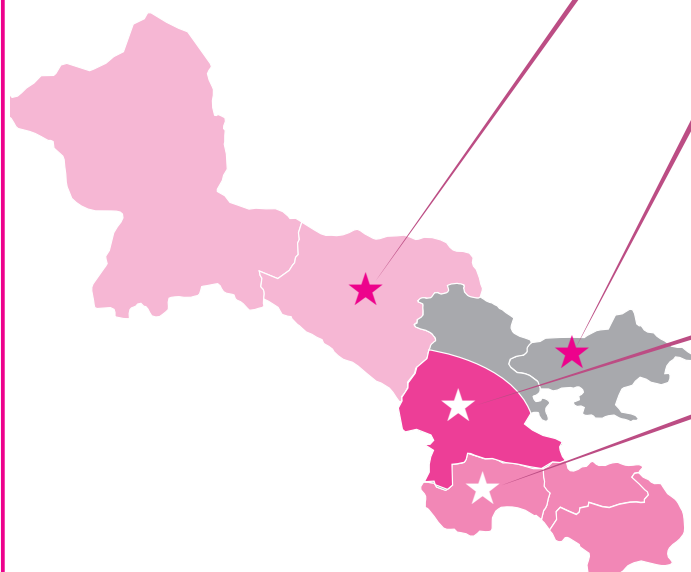
地域包括支援センターは高齢者に関するどのような相談にも応じます



特定高齢者の把握事業
特定高齢者とは、将来的に

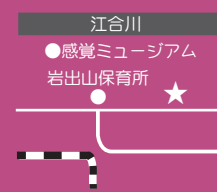
新しい 地域包括支援センターの 所在と担当地域

地域包括支援センターにはそれぞれ担当地域があります。ご相談はお住まいの地域の地域包括支援センターへ。



玉造地域包括支援センター（大崎市社会福祉協議会）

担当地域：岩出山地域、鳴子温泉地域
住所：大崎市岩出山字下川原 100-8（岩出山地域福祉センター内）
問 ☎ 72-5050 ☎ 72-5057



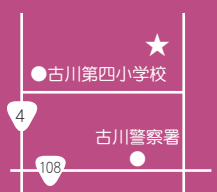
田尻地域包括支援センター（大崎市社会福祉協議会）

担当地域：古川地域（宮沢、富永、長岡、清海）
田尻地域
住所：大崎市田尻沼部字富岡 166（田尻老人福祉センター内）
問 ☎ 39-1236 ☎ 39-1206



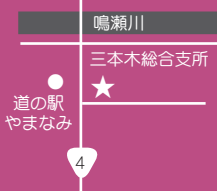
古川地域包括支援センター（大崎市社会福祉協議会）

担当地域：古川地域（古川、荒雄、志田、西古川、東大崎、敷玉、高倉）
住所：大崎市古川大宮7丁目2-3（福祉センターおおみや内）
問 ☎ 21-3107 ☎ 23-0035



志田地域包括支援センター（永楽会）

担当地域：三本木地域、松山地域、鹿島台地域
住所：大崎市三本木字大豆坂 24-3（三本木総合支所保健福祉センター内）
問 ☎ 53-1261 ☎ 53-1264



■地域包括支援センター

【受付時間】
月曜日から金曜日
午前八時三〇分から午後五時十五分
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業）
※緊急の場合は二十四時間体制で対応します。

★【主な業務】

★高齢者の総合相談
高齢者やその家族の介護の悩みや福祉、医療、施設入所・介護予防等の困りごとに対して、よりよい解決ができるように、電話、面接、訪問などにより相談に応じます。

★権利擁護

日常生活での契約、財産管理や法律行為など、判断能力が低下した高齢者には重い負担となります。高齢者が安心して生き生きと暮らせるよう、人権や財産を守る権利擁護事業や高齢者に対する虐

待の相談や困難事例への対応などを行います。

★介護予防ケアマネジメント

介護保険の要支援一・二の人、要介護状態になる可能性の高い人が要介護状態になることを予防するため、できる限り自立した生活を送り、自分でできることを増やしていくような介護予防プランの作成・サービス利用の評価を行います。

★関係機関とのネットワークづくり

高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、介護支援専門員に対する後方支援を行います。介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会的資源が、有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。